

日本スポーツ法学会

会報

第5号

発行人 千葉正士

編集人 濱野吉生

日本スポーツ法学会事務局

〒三五九 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一―五

早稲田大学人間科学部濱野研究室内

(電話) 〇四二九(四九) 八二二一 内三七二三(研究室)

〇四二九(四九) 八二二一 内三四二九(学科室)

(FAX) 〇四二九(四八) 四三二四

日本スポーツ法学会 第二回大会開かる

一九九四年二月一七日(土)早稲田大学国際会議場で「スポーツにおける紛争と事故」と題した第二回大会が開催された。

九時、三階第一会議室で自由研究発表の第一部として、①斎藤健司(慶大)会員の「フランス・スポーツ法におけるスポーツ施設制度の成立と展開」、②中村祐司(宇都宮大)会員の「イギリスにおけるサッカー・フーリガンをめぐる法的対応」、③小林真理(早大)会員の「ドイツにおけるスポーツ施設と環境保護」が報告され、井上洋一(奈良女子大)会員が司会の労をとられた。斎藤報告は、一九四一年法から七五年法、八四年法、九二年法に至るスポーツ施設を増やすためにとられた法制度を概観した。民間

施設を取り込んだ転用の抑制は、国や自治体中心の施設整備のあり方を考え直させるのに十分であった。中村報告は、フーリガンを取り締まる八九年の「サッカー観戦者法」と九〇年のヒルズバラ・スタジアムの惨事に関する「テイラーレポート」を素材に私人間の観戦契約に対する法の介入を検討した。小林報告は、スポーツ騒音に関するドイツの法規制を紹介した。スポーツ騒音は日本でも受忍限度を超える場合には物権や人格権に基づく妨害排除・予防請求が認められるし、騒音規制法もある。これは事業所や工場を対象としているため、スポーツ活動から生じるものをコントロールするわけにはゆかないから、ドイツの規制は参考になるう。

続く第二部では、佐藤千春(朝日大)会員の司会で、④鈴木モモ子(東女体大)会員の「アメリカ事故判例におけるウエーバーフォームの効力」、⑤木戸啓起(広島県立総合体育館)会員の「スポーツ事故考察の方向」、⑥及川伸(大阪経法大)会員の「スポーツ事故と危険引受の法理」の報告があった。木戸報告は、事故を参加者と随伴的な観客による行動によるものに分け、自然や社会との関わりから来る事故とスポーツに内在する事故を分類し、防げるものと防げないものに応じた対応を図るべきと論じた。及川報告は、スポーツ参加者が事故の危険を引き受けるタイプを米国の assumption of risk の考えに従い、明示による場合、誤って危険に接近する不合理な黙示の場合、予期された合理的な黙示による場合に分け、危険引受けの抗弁を認めた判例とそうでない判例をあげ、この法理が廃止され、比較過失へ移行していく状況を指摘し、日本の判例と対比、検討された。日本では、加害者の過失を前

提に、違法性阻却あるいは過失の不存在によって免責とするか、賠償額を調整する過失相殺の方法をとることになるが、登山やゴルフ、スキーに関して危険引受けの考えが取れるとの示唆は同意や推定的同意論の範囲を考慮する場合の参考になる。鈴木報告はさらに的を絞って、トライアスロン大会主催者、レンタルスキー用具の貸主、ヘルスクラブの経営者が作成した免責条項の有効性を問題にした。故意、重過失の場合は除き、一般人のわかる言葉で書かれ、被害者が了解したと見られる場合に、過失に限って免責が認められるが、会場の設営のように本来的に作成者になった主催者が負うべき場合には、認められないことも有り得ると指摘された。日本での約款の効力に關連し、有意義な報告であった。

一部・二部を通じて何れも日本では今後注目されるような問題ばかりであ

り、会場は熱気に包まれ、報告時間や討議時間が足りなかったのが惜しまれる。

この後、一階井深記念ホールで総会が開かれた。野間口英敏(東海大)会員の司会で、濱野吉生事務局長から九三年度後半期と九四年度の九月末日までの収支状況、九五年度九月末日までの予算案および一〇月一日から翌年九月末日までとする会計年度変更に関する案件が提出され、いずれも承認された。また、千葉正士会長からは、次期理事会のメンバー選出に関し、現理事

会が候補者を提示する方式が提案され、承認された。さらに、プールの飛び込み事故が脊髄損傷の四分の一を占める等重大な結果を招いている点を考慮し、「①用途に合ったプールの建設と日本水泳連盟の公認規則に合致しない水深プールでの逆飛び込みを禁止すること。②特に飛び込み台の構造と利用について検討機関を設置して事故例を徹底的に検討し、信頼に足る安全基準を確立すること。③プール管理者と指導者に安全基準の徹底を図ること」からなる「水泳逆飛び込み事故の防止に関するアピール」を採択した。

続いて、①千葉会長の「スポーツ法の紛争制度化機能」と②望月浩一郎(東京本郷合同法律事務所)会員の「スポーツ事故の現状と課題」と題した基調講演があった。千葉会長は、紛争を混争・競争・対争に分け、事故はルールの改定や違反処理を巡る問題、団体

の分裂、環境との摩擦、公的規制とスポーツ理念との衝突等と共に価値観を巡って争う対争に含まれるとされ、紛争一般と区別した上で、ルールが紛争処理の手段であり、競技団体が管轄する固有法として国家が介入すべきでないこととされ、研究の意義を強調した。望月会員は、アピール採択のきっかけになったプール事故について、必要な深

度の実証的な結果に基づき、文部省・体育施設協会・水泳連盟の指導の遅れが、事故を防止できなかったとされた。シンポジウムは①菅原哲朗(菅原哲朗法律事務所)会員が「スポーツボランティアとスポーツ事故」、②日野一男(実践女短大)会員が「スポーツを安全に活動するために」、③根保宣行(金沢女子大)会員が「ニュージラード事故補償法とスポーツ事故」、④小笠原正(東亜大)会員が「スポーツ事故裁判の法理」と題して報告した後、井上・山田二郎(東海大)両会員の司会で討論に入った。菅原報告はボランティアは過失相殺の対象にはなっても、信義則上の安全配慮義務や不法行為上の安全義務は軽減されないし、刑事責任も同様であるとする。日野会員は事故発生時の潜在要因として大人も子供も運動不足で、機敏に対処できなくなってきたとあり、指導者の無知や思い込みも挙げられるとし、親のスポーツや指導者に対する誤った期待が誘因となっているという。根保会員は個別保

険や労災保険を超えた国家的な保障制度を説き、小笠原会員は学校体育と社会体育に分けて事故の態様と責任の問われ方を分類された。討論は、①学外事故と学内事故、②紛争の免責要素、③事故責任者の問題、④保険による補償の問題、⑤紛争解決制度、の五項目が取り上げられた。特に、①安全義務と安全配慮義務の差はないとの意見が多かったが、事故の形態に即した構成という意味での制約はあるだろうし、

②社会保障は事故件数を増加させる難点があり、自己あるいは加害者責任との線引の必要はありそうである。また、③主催者が免責の同意を求め、これに応じた場合の効力は同意者の予見の範囲に限られようが、どこまで具体的に提示すべきか、議論が欲しかった。ただ、日野会員の④スポーツの危険が法的責任に結びつく以上、指導者の法学教育も必要だと指摘は、大方の賛同が得られたものと思われる。

六時から三階第一会議室で懇親会が開催された。今回の大会ではスポーツの法学的研究が一段と進み、学会が着実な歩みを示しているとの実感を得ることができた。

(佐藤千春 記)

合同部会研究会報告

九四年度の三部会合同の集会在七月二三日、早稲田大学国際会議場の会議室で開かれた。記録的な暑さと水不足

もこの中では、避暑地の快適さで、スポーツ法を共通の話題に会員の交歓が定刻前から随所でもたれた。一四時過ぎ、千葉会長の挨拶のあと、菅原会員、風間利也(安田生命)氏、船木正文(大東文化大)会員がそれぞれ三〇分の持ち時間で問題を提起した。

菅原会員は、「少年スポーツの事故対策」と題して、まず、事故を防ぐための保護者の安全配慮義務について解説された後、熱中症による死亡事故は、発事件数の点で野球がずば抜けて多く、サッカーやラグビーがこれに次ぐといったスポーツの特性や、体力の有無・日差しの強弱を考慮した訓練計画を練り、体重をチェックしたり、動きを観察し、異常を早く察知し、水分の補給や体温を下げるための処置をとれば防げるのだから、クラブの指導にあたる教師は、迅速で適切な対応をとるべき法的責任があると考えて良いとされ、水を飲ませないような非科学的な訓練方法は改められるべきだし、熱中症の生命に対する危険性を現場の教師が知らなすぎると主張された。また、熱中症は、これに含まれる熱射病や横紋筋融解と別のものと思われている節もあり、啓蒙の必要があるとされた。

風間氏の「ヨット競技規則における抗議と上告」では、接触・衝突による競技規則違反を例に、ヨットにおける審判が、他の競技のようにその場で判定を下すのではなく、レース後、当事者や審判の抗議に基づき、審判委員会

が双方の言い分と証人による証言を聞いて判定を下し、これに理由もつづける点で判決と似ており、一定期間内に上告が許される仕組みも訴訟とそっくりであることが紹介された。固有法としての競技規則における審判の役割、判定のあり方を考えさせるものであった。

船木会員の「学校事故裁判の法理」は、小・中学校の教育が危険を伴っており、教師と生徒との命令・支配関係から来る危険もあるが、危険と安全を判別し、危険を回避する能力を身に付けさせるためには一定の危険を生徒が甘受すべき場合も有り得るから、安全な教育をする義務や生徒の安全教育を受ける権利も自ずから制限があるはずだと説く。しかし、生徒の危険の認識・回避能力がいつどのように身に付いていくか科学的なデータが不足しているため、安全義務や権利の範囲がはっきりしないとされた。また、事故の原因として、生徒の精神的に未熟ゆえの冒険心や恐怖心・不安定な心理が、遠足・修学旅行・休憩時間など特殊な環境下で一層助長されたり、症状を隠したり、本来の用途と異なる施設の使い方がなされがちなど指摘され、いじめやしごき、体罰や侮辱的な発言、行為が甘受すべき危険にあたるかを検討された。

以上の基調報告に対し、①安全配慮義務と安全義務、事前に配慮する義務

と指導上の配慮義務、信義則上の付随義務と給付義務の違い、②安全を配慮しながら危険から身を守る教育の難しさ、③学校教育上の危険とスポーツにおける危険の区別、④指導者と参加者それぞれの責任の範囲、⑤熱中症の場合医師の手を借りなければならぬ事態の判断の難しさ、⑥ヨットの場の紛争解決方法の短所と民事刑事責任・司法判断との関係、⑦スポーツの一般的な危険性と日本の環境の働きかけ、などが問題になり、過失の具体的な基準やスポーツの特性を考慮した契約理論の提示を求める声があった。

一七時、伊藤亮副会長が挨拶され、散会となった。この日の研究会では、スポーツ事故を巡る紛争と対応の特殊性が明らかにされたように思われる。(佐藤千春 記)

スポーツ基本法研究 専門委員会予備会報告

さる二月二日(土)、渋谷区神南の岸記念体育館内日本スポーツマンクラブにおいて、スポーツ基本法研究専門委員会予備会が開催された。本学会においては、スポーツ基本法を研究し、草案を作成するべきとする予てからの意見があったが、このための委員会を設置することが、昨年一〇月二二日の理事会で決定された。予備会は、この決定を受けて、昨年の学会大会におい

て有志を募り、委員会設置の準備のために開催されたものである。

まず、小笠原正会員(東亜大)より、以上のような予備会開催までの経過報告がなされた。

次に、伊藤亮副会長より、スポーツ基本法の制定に向けての提言がなされた。特に、①現行のスポーツ振興法の見直し、②権利としてのスポーツの理論の検討、③本学会の社会的な貢献の必要性、④事故保障・保険に関わる法制度の確立、⑤各国のスポーツ法の状況、⑥スポーツ基本法制定のための多角的な研究の必要性などが説かれた。

続いて、委員会の研究方法等について、出席者による協議がなされ、スポーツ基本法の主な研究上の論点として、以下のことが指摘された。すなわち、①スポーツ権(健康権、教育権、文化権、人格権、幸福追求権との関係)、②安全なスポーツ活動の環境の確保、安全基準、指導者の保証と安全指導、③スポーツ振興法の検討、④基本法の意味、⑤指導者・資格認定制度、⑥スポーツ組織・団体に関する法制度、⑦スポーツ団体の義務及び自己決定権、⑧スポーツ行財政制度、国のスポーツに関する基本政策及び責任、⑨施設・設備の基準、⑩国際比較研究、⑪学校体育に関することなどについてであった。

さらに、委員会の運営方法について協議がなされた。①本委員会の研究は

二カ年とし、二カ月に一度程度定例研究会を開催すること、②会員全体から希望者を募り委員とすること、③委員全体の協議により運営すること、④研究成果は、本学会で公表するとともに、最終的には単行本としてまとめること、⑤経費は、実定法部会費を当て、必要により委員の自費を求めることとなった。

最後に、スポーツ基本法研究専門委員会の委員長に小笠原会員が、事務局長に斉藤健司会員(慶應義塾大)が選任され、第一回の委員会の開催が決定された。(斉藤健司 記)

第一回スポーツ基本法研究 専門委員会開催のお知らせ

本年五月一三日午後二時より四時まで、新宿区西早稲田の人間総合研究センター分室A会議室(早稲田大学南門前、高田牧舎二階)において、第一回スポーツ基本法研究専門委員会を開催します。今回の委員会では、今後の運営及び研究方法、並びに実際に存在している内外のスポーツ法に関する研究発表とその討議を予定しております。出席を希望される会員は、四月末日までにスポーツ基本法研究専門委員会事務局に葉書またはファックスにてお申込下さい。また、次回の委員会合に出席できない会員であっても、委員として委員会に参加を希望される会員は、

下記事務局宛にご連絡下さい。
〒二二三 神奈川県横浜市港北区日吉
四一〇一

慶應義塾大学体育研究所内
スポーツ基本法研究専門委員会
事務局

電話 ○四五(五六三) 一一一一

内線二七五〇

FAX ○四五(五六三) 八二二二

第四回理事会議事要録

九四年七月二三日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、井上、坂本・菅原・濱野・森川理事、小笠原監事、小林・斎藤・佐々木・佐藤・中村・日野事務局員
冒頭に現時点での会員数が一二六名であることが報告され、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、船木正文氏(大東文化大学)、金信敬氏(埼玉短期大学)の入会を了承した。

次に「年報に関する件」では、事務局より、早大出版部の責任者である奥島会員との最終的な交渉の結果、次号以降も出版部に刊行を依頼すること、五〇〇冊中の二〇〇冊については刊行後六カ月以内に代金を支払うこと、会員には一冊四〇〇〇円、非会員には四五〇〇円で販売し、郵送の場合には送料を注文者が負担することで合意に達した旨の報告があり、これを了承した。

最後に「その他」で、次回理事会を九月一七日(土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

第五回理事会議事要録

九四年九月一七日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・永井・濱野理事、小笠原監事、斎藤・鈴木・中村・日野事務局員
冒頭に現時点での会員数が一二八名であることが報告された後、理事の欠席者が多かったため、本日の決定事項については、次回理事会で改めて承認を得ることを確認し、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、安野正弘氏(県立新潟東工業高校)、木戸啓起氏(広島県立総合体育館)、坂東克彦氏(坂東克彦法律事務所)、柳沢尚武氏(東京法律事務所)の入会を了承した。

次に「年報に関する件」では、諏訪年報委員長が海外留学中のため、委員長代行を置くこととし、第一号は事務局長が、第二号は森川会員が当たることとした。なお、第一号の刊行は一〇月上旬になる見込みであること、本日まで一八〇部の購入申し込みがあったことが報告された。

続いて「大会に関する件」では、会長より第二回大会の基調講演者とシンポジウム提言者およびテーマについて提言があり、これを了承するとともに、自由研究発表者と司会者を決定した。また、総会において、プール事故に関するアピールを提案することとした。なお、第三回大会の集中テーマ等については、引き続き検討していくことになった。

開くことと、そこで第二回大会の細部を検討することを決定して閉会した。

第六回理事会議事要録

九四年一〇月二三日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・永井・西村・濱野・森川理事、小笠原監事、小林・佐藤・鈴木・中村事務局員
冒頭に、本日の理事会で承認が得られた場合には、会員数が一三二名となることが報告され、議事に入った。

まず「前回理事会決定の承認に関する件」では、事務局より決定内容の報告があり、これを承認した。

次に「新入会員に関する件」では、前回理事会より今日迄、新たな入会申込みはなかった旨が報告された。

続いて「年報に関する件」では、第一号の発行が諸般の事情により大幅に遅れていること、本日迄に一九〇部の購入申込みがあったことが報告された後、第二号については、編集委員会を再編成すること、編集委員会と年報について規約を整備すること、予備費の中から編集費を支出することを決定した。

さらに「大会に関する件」では、総会において、会長よりアピールとともに会計年度の変更と役員選出方法を提案することを確認した後、事務局より総会に諮る会計報告、予算案、事業計画案が示され、予算案について記載方法を一部修正したうえで、これを了承した。

一九九五年度

第一回理事会議事要録

九五年一月二八日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、永井・西村・萩原・濱野・森川理事、小林・斎藤・鈴木・中村事務局員
冒頭に、前回理事会での会員数報告に誤りがあり、現時点でのそれは一三三名であることが報告され、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、鎌田稔氏(徳島市立富田中学)、武者春樹氏(聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院)、関康郎氏(東京合同法律事務所)、藤本斎氏(東京合同法律事務所)、馬上真平氏(スポーツ安全協会)の入会を了承した。

次に「第二回大会の検討に関する件」では、別に問題とする事項はなく、第三回大会も同様な内容・時間帯で行うことを確認した。

続いて「第三回大会の集中テーマに関する件」では、スポーツをめぐる契約の諸問題をとり上げることとし、次回理事会で正式に決定することとした。

さらに「年報に関する件」では、第一号について、予約の申込みが二四〇部あったが、なお残りが二六〇部あり、その販売を各方面に働きかけること、第二号については、おおむね第一号に準じた内容で編集すること、第三回大会時に刊行することを決定し、大会での発表とは別に原稿をお願いする方々に関しては、正副会長・事務局長・年報委員長代行で原案を作成し、次回理事会に報告して了承を得ることになった。

最後に「その他」で、次回理事会を四月二二日(土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。